

議案第六十七号

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の育児休業等に関する条例（平成四年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ(2)中「第二条の三第三号において」を「以下」に改め、「いう。」の下に「（第二条の四の規定に該当する場合にあつては、二歳に達する日）」を加える。

第二条の三第二号中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六箇月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日の翌日（当該子の一歳六箇

月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

二 当該子の一歳六箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として区規則で定める場合に該当する場合

第三条第六号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第七号中「こと」の下に「又は第二条の四の規定に該当すること」を加える。

第四条中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利

用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第八条第七号中「別居したこと」の下に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）の一部改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業期間を延長するほか、職員の育児休業期間の再度の延長等が必要となる特別の事情について明確化するため、本案を提出いたします。